

平成 29 年度

市町財政要覧

福井県



# 目 次

## 第一編 平成29年度市町普通会計決算等の概要

1. 決算規模	1
2. 決算収支	3
3. 歳入	5
4. 歳出	8
5. 経常収支比率、地方債現在高、積立金現在高	12
6. 健全化判断比率・資金不足比率	15
7. 一部事務組合等決算の状況	20

## 第二編 数字でみた市町の姿

1. 市町別概要	21
2. 地域指定の状況	26
3. 主要財政指標累年比較	
歳入歳出総額	28
基準財政収入額・需要額	30
標準財政規模	32
一般財源額	33
地方税	34
地方交付税	35
普通建設事業費	37
地方債現在高	40
積立金現在高	42
財政力指数	47
経常収支比率	48
実質収支比率	51
実質公債費比率	56
4. 歳入歳出伸び率	59

## 第三編 市町普通会計決算の状況

1. 決算収支の状況	63
2. 繰越額等の状況	64
3. 歳入内訳	65
4. 歳出内訳（性質別）	72
5. 歳出内訳（目的別）	80
6. 普通建設事業費の状況	86
7. 公債費の状況	98
8. 債務負担行為の状況	100
9. 公営企業等に対する繰出し等の状況	101
10. 積立金現在高等の状況	107
11. 貸付金の状況	109
12. 投資および出資金の状況	110
13. 将来負担比率の状況	111

## 第四編 一部事務組合等普通会計決算の状況

1. 決算収支の状況	113
2. 歳入内訳	114
3. 歳出内訳（性質別）	115
4. 歳出内訳（目的別）	116
5. 積立金現在高、地方債現在高の状況	117

## 第五編 市町村税

1. 総括表	
(1) 平成29年度市町村税調定収入状況	119
(2) 平成29年度市町村税の税率一覧	121
2. 地方税の収入状況	124
3. 市町村民税の調定収入状況	126
4. 固定資産税の調定収入状況	128
5. その他普通税の調定収入状況	129
6. 目的税の調定収入状況	130
7. 旧法による税の調定収入状況	130
8. 国民健康保険税の調定収入状況	131
9. 国民健康保険税の税率および算定の状況等	132

## 第六編 地方交付税

1. 総括	133
2. 市町別	134

## 第七編 公営企業会計決算の状況

公営企業会計決算の見方	135
1. 概要	137
2. 事業別経営の状況	141
3. 施設および業務概要	
水道事業（法適用）	148
簡易水道事業（法非適用）	150
工業用水道事業	152
ガス事業	152
病院事業	153
下水道事業	154
港湾整備事業	159
市場事業	159
宅地造成事業	160
駐車場整備事業	161
介護サービス事業	162
その他事業	163
4. 法適用企業の決算の状況	
水道事業	164
工業用水道事業	170
ガス事業	172
病院事業	173
下水道事業	176
その他事業	179
5. 法非適用企業の決算の状況	
簡易水道事業	181
下水道事業	182
港湾整備事業	188
市場事業	188
宅地造成事業	189
駐車場整備事業	190
介護サービス事業	191
6. 企業債現在高の状況	192
7. 企業債による収入額の状況	194

8. キャッシュ・フローの状況	196
9. 経営分析	197

## 第八編 その他の事業会計決算の状況

1. 国民健康保険事業	
(1) 事業勘定	207
(2) 直診勘定	212
2. 後期高齢者事業会計	
(1) 市町	214
(2) 広域連合	216
3. 介護保険事業	
(1) 保険事業勘定	217
(2) 介護サービス事業勘定	222
4. 収益事業	225
5. 交通災害共済事業	226

## 第九編 公共施設の状況

1. 公共施設の状況	227
------------	-----

## 資料

資料1 平成29年度市町普通会計当初予算の概要

資料2 平成30年度市町普通会計当初予算の概要

# 市町財政要覧用語説明

## ○会計区分

地方公共団体	一般会計	普通会計 (一般会計等)
	特別会計	
	うち公営企業会計	公営事業会計

- 1. 【普通会計】** 地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、財政比較のために統一的に用いられる統計上の会計区分。一般会計と公営事業会計以外の特別会計により構成。
- 2. 【一般会計等】** 地方公共団体財政健全化法上の会計区分。普通会計とほぼ同様の範囲であるが「想定企業会計」（一般会計で経理している公営事業の収支を、一般会計と分けて特別会計として経理するもの）を含む。
- 3. 【公営事業会計】** 普通会計と同じく統計上の会計区分。公営企業会計のほか、収益事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業および公立大学附属病院事業の会計の総称。

## ○収 支

- 1. 【形式収支】** 現金主義の建前に立つ、当該年度の収入と支出の単純な差額。実質的な収支を表すものではない。

歳入決算額 - 歳出決算額

- 2. 【実質収支】** 当該年度の歳入と歳出の実質的な差額。形式収支に発生主義的要素を加味した、実質的な収入と支出の差額を示す。  
例として、年度内に終了しない工事の残った予算は、翌年度に使用するため当該年度の歳入とはいえず、繰り越すべき財源となる。  
財政運営の良否を判断する重要な指標の一つ。

形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源

※翌年度に繰り越すべき財源

- ・継続費過次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越、支払繰延により翌年度に繰り越すべき財源

**3. 【単年度収支】** その年度中に発生した黒字または赤字をいう。実質収支に含まれる前年度以前の収支の累積額（繰越金等）を除き、当該年度だけの収支を把握するもの。黒字なら当該年度に新たな剰余が生じたことに、赤字なら過去の剰余金が減少したことになる。

$$\boxed{\text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}}$$

**4. 【実質単年度収支】** 単年度収支に含まれる形式的な黒字・赤字要素（積立金や基金取崩金等）を除き、当該年度だけの実質的な収支を把握するもの。

$$\boxed{\begin{aligned} &\text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} \\ &- \text{財政調整基金取崩額} \end{aligned}}$$

## ○歳入科目等

**1. 【一般財源】** 使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源。具体的には、地方税、地方交付税、地方譲与税等。より多くの一般財源を確保することで、自主的な施策を講じることが可能となる。

**2. 【一般財源等】** 一般財源に、電源立地地域対策交付金や石油貯蔵施設立地対策交付金等の国庫支出金、使用料・手数料や繰入金等のほか、臨時財政対策債等を含めたもの。

**3. 【基準財政収入額】** 普通交付税の算定に用いるもので、標準的に徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。  
地方譲与税等一部を除き、収入見込額の75/100で算定。

**4. 【基準財政需要額】** 普通交付税の算定に用いるもので、標準的な行政を行った場合の財政需要を算出した額。

**5. 【標準財政規模】** 地方税や普通交付税など通常経常的に収入されるであろう財源の規模を示すもの。財政分析や財政指標算出のために用いられる。

$$\boxed{\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}}$$

※標準税収入額等

- ・地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法に定める方法により算定した収入見込額と各種交付金の収入見込額の合計。算出式は次のとおり。

《標準税収入額等算出式》

[平成22・23年度]

$$\left( \begin{array}{l}
 \text{市町民税所得割における} \\
 \text{税源移譲相当額} \times 25\% \\
 \text{特別とん讓与税収入額} \\
 \text{石油ガス譲与税収入額} \\
 \text{基準財政収入額} - \text{地方揮発油譲与税収入額} \\
 \text{自動車重量譲与税収入額} \\
 \text{航空機燃料譲与税収入額} \\
 \text{交通安全対策特別交付金} \\
 \text{収入額} \\
 \text{児童手当及び子ども手当} \\
 \text{特例交付金収入額}
 \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l}
 \text{特別とん讓与税収入額} \\
 \text{石油ガス譲与税収入額} \\
 \text{地方揮発油譲与税収入額} \\
 \text{自動車重量譲与税収入額} \\
 \text{航空機燃料譲与税収入額} \\
 \text{交通安全対策特別交付金} \\
 \text{収入額} \\
 \text{児童手当及び子ども手当} \\
 \text{特例交付金収入額}
 \end{array}$$

[平成24・25年度]

$$\left( \begin{array}{l}
 \text{市町民税所得割における} \\
 \text{税源移譲相当額} \times 25\% \\
 \text{特別とん讓与税収入額} \\
 \text{石油ガス譲与税収入額} \\
 \text{基準財政収入額} - \text{地方揮発油譲与税収入額} \\
 \text{自動車重量譲与税収入額} \\
 \text{航空機燃料譲与税収入額} \\
 \text{交通安全対策特別交付金} \\
 \text{収入額}
 \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l}
 \text{特別とん讓与税収入額} \\
 \text{石油ガス譲与税収入額} \\
 \text{地方揮発油譲与税収入額} \\
 \text{自動車重量譲与税収入額} \\
 \text{航空機燃料譲与税収入額} \\
 \text{交通安全対策特別交付金} \\
 \text{収入額}
 \end{array}$$

[平成26・27・28・29年度]

$$\left( \begin{array}{l}
 \text{市町民税所得割における} \\
 \text{税源移譲相当額} \times 25\% \\
 \text{地方消費税交付金における} \\
 \text{引き上げ分} \times 25\% \\
 \text{特別とん讓与税収入額} \\
 \text{基準財政収入額} - \text{石油ガス譲与税収入額} \\
 \text{地方揮発油譲与税収入額} \\
 \text{自動車重量譲与税収入額} \\
 \text{航空機燃料譲与税収入額} \\
 \text{交通安全対策特別交付金} \\
 \text{収入額}
 \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l}
 \text{特別とん讓与税収入額} \\
 \text{石油ガス譲与税収入額} \\
 \text{地方揮発油譲与税収入額} \\
 \text{自動車重量譲与税収入額} \\
 \text{航空機燃料譲与税収入額} \\
 \text{交通安全対策特別交付金} \\
 \text{収入額}
 \end{array}$$

## ○財政分析指標等

1. 【実質収支比率】 標準財政規模に対する実質収支額の割合。実質収支が赤字の場合に比率が一定の限度を超えると、地方債の発行に許可が必要となる。

$$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

2. 【財政力指数】 財政力の強弱を示す指標。1を超える場合は標準的な水準を超えた行政を行うことができ、1以下でもそれに近いほど財源に余裕があるといえる。国の行う財政支援の判断指標となっていることが多い。

$$\frac{\text{錯誤前の基準財政収入額}}{\text{錯誤前の基準財政需要額}} \text{ の値の当該年度を含む過去3か年平均}$$

3. 【経常収支比率】 財政構造の弾力性を表す指標。比率が高いほど臨時の財政需要に使用できる一般財源が少なく、弾力性を失っていることを示す。

従来は70～75%が妥当と考えられていたが、近年は扶助費等の経常経費が年々増加傾向にあることから、90%を超えて推移している団体も多い。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等収入額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

※平成12年度決算までは、分母の経常一般財源等収入額に減税補てん債、臨時財政対策債を加えないものを経常収支比率としていた。

※経常経費充当一般財源等

- ・毎年度連続して固定的に支出される経費（経常経費：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費等）に充当された、経常的に収入される一般財源等。経常収支比率の算定に用いられる。

※経常一般財源等収入額

- ・毎年度連続して固定的に収入される財源のうち経常的に収入され、自由に使用される収入。経常収支比率の算定に用いられる。

## ○財政健全化

### 1. 【健全化判断比率】

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。監査委員の審査と議会報告・公表が、地方公共団体財政健全化法により義務付けられている。

いずれかが早期健全化基準以上であれば、「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、自主的な財政健全化が求められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが早期健全化基準を超える財政再生基準以上となれば、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、国等の関与による財政の再生が行われる。

公営企業では、資金不足比率が経営健全化基準以上であれば、「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、自主的な経営健全化が求められる。

### 2. 【実質赤字比率】

一般会計等の赤字の深刻度を表す指標。割合が大きいほど深刻度が増す。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※一般会計等：「○会計区分、1.【一般会計等】」参照

※実質赤字額：繰上充用額+（支払繰延額+事業繰越額）

※繰上充用額：当該年度の歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てる額

#### (比率の悪化による影響)

- ① 2.50~10.00%以上：起債許可制度※に移行
- ② 11.25~15.00%以上：早期健全化対象
- ③ 20.00%以上 : 財政再生対象

※起債許可制度：地方債の元利償還に支障がないよう、地方債の発行を事前に制限される

※標準財政規模に応じて基準ラインに変動あり

### 3. 【連結実質赤字比率】

公営事業会計も含めた地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標。割合が大きいほど深刻度が増す。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

#### (比率の悪化による影響)

- ① 16.25~20.00%以上：早期健全化対象
- ② 30.00%以上 : 財政再生対象

※標準財政規模に応じて基準ラインに変動あり

**4. 【実質公債費比率】** 実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。指標が高くなると財政構造の弾力性を圧迫することになる。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$
$$- (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})$$

※準元利償還金

イ：満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額

ロ：公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金

ハ：一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）

ホ：一時借入金の利子

※財政構造の弾力性：「○財政分析指標等、3. 【経常収支比率】」参照

(比率の悪化による影響)

① 18%以上：起債許可制度に移行

② 25%以上：早期健全化対象

地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限される

③ 35%以上：財政再生対象

②の地方債に加え一部の公共事業債も制限される

**5. 【将来負担比率】** 将来負担する可能性がある負債等の残高の程度を表す指標。一般会計等だけでなく、公営企業や一部事務組合に対して将来負担する負債も含めて算定される。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$
$$- (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})$$

※将来負担額（イからチまでの合計）

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額  
ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額  
ト：連結実質赤字額  
チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額  
**(比率の悪化による影響)**  
350%以上：早期健全化対象

**6. 【資金不足比率】** 公営企業の資金不足の深刻度を表す指標。割合が大きいほど深刻度が増す。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

※資金の不足額

- ・法適用企業：(流動負債+赤字地方債現在高-流動資産)  
-解消可能資金不足額
- ・法非適用企業：(繰上充用額+支払繰延・事業繰越額+赤字地方債現在高)  
-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額

- ・事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※事業の規模

- ・法適用企業：営業収益-受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額  
-受託工事収益に相当する収入の額

**(比率の悪化による影響)**

- ① 10%以上：起債許可事業に移行
- ② 20%以上：経営健全化団体対象